

## 第8回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和3年12月14日 火曜日 午後1時30分  
石川県庁 11階 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① さんま、まあじ及びまいわしの令和4管理年度における数量の決定及び公表について（諮問）
- ② くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について（諮問）
- ③ 令和3年資源評価について
- ④ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
- ⑤ 令和5年度海面漁業権免許切替について
- ⑥ 11月の許認可実績について
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年12月8日

### 3. 出席者

出席委員（14名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	小川 英樹	委員	勝木 省司
〃	坂下 優	〃	杉野 哲也
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	川島 和彦	〃	笹波 守勝
〃	中 浩二	〃	橋本 勝寿

欠席委員 角屋 敏彦

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、須沼専門員、原田主任技師  
水産総合センター 武澤主任技師  
事務局 福嶋局長、大内局次長

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) さんま、まあじ及びまいわしの令和4管理年度における数量の決定及び公表について（諮問・答申）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料1参照）

(2) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について（諮問・答申）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（追加資料参照）

- (3) 令和3年資源評価について  
水産総合センターから説明を受けた。 (資料2参照)
- (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について  
事務局から報告を受けた。 (資料3参照)
- (5) 令和5年度海面漁業権免許切替について  
水産課から説明を受けた。 (資料4参照)
- (6) 11月の許認可実績について  
水産課から報告を受けた。 (資料5参照)
- (7) その他

6. 委員会終了時間 午後2時35分

第8回海区漁業調整委員会の議事の顛末

福 嶋 局 長 | それでは、ただ今から第8回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
| なお、本日は、角屋委員から欠席の連絡を受けております。  
| それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。

稲 村 会 長 | 皆様、ご苦勞様です。  
| 前は、所用により欠席しまして、皆様にはご迷惑をお掛けしました。  
| また、師走に入りまして、皆様、お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。  
| 早速、委員会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

福 嶋 局 長 | ありがとうございます。  
| 議事に入る前に資料の確認をしたいと思ひます。  
| なお、資料確認の前に、次第を見ていただきたいのですが、先に開催案内と事前配布資料を送らせていただきましたが、今回、(2)のくろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について(諮問)につきましても、ご案内よりも一つ増えています。ご理解をいただきたいと思ひます。  
  
| それでは、資料の確認をお願いします。  
| 最初に次第、次に資料-1「特定水産資源(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(諮問)」、次に先程言いました追加資料「特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について(諮問)」、こちらは、資料にページを打っておりません。資料-2「令和3年主要魚種の資源評価(TAC対象種)」、参考-1「TAC対象種の資源評価について」、参考-2「マダラの生態について」、資料-3「第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会結果概要」、資料-4「令和5年度海面漁業権免許切替について」、資料-5「11月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。  
  
| 以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。  
| それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲 村 会 長 | それでは、議事を進めます。  
| まず、本日の議事録署名人を小川委員と五十嵐委員にお願いします。

[ 両委員 了承 ]

稲 村 会 長

では、議題1の「さんま、まあじ及びまいわしの令和4管理年度における数量の決定及び公表」について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。

また、併せて、内容についても説明をお願いします。

大 内 局 次 長

事務局より先に1ページの資料1の諮問文を読み上げます。

[ 諮問文の朗読 ]

内容については、水産課より説明をお願いします。

原 田 主 任 技 師

水産課の原田です。

資料2ページの別紙「石川県のさんま、まあじ及びまいわしの令和4管理年度における数量配分等について」をご覧ください。

令和4管理年度というのが、魚種によって開始する月が異なっておりますので、このような案になっております。

今回のさんま、まあじ、まいわしにつきましては、令和4年の1月から12月までの管理期間となりますので、これらの3魚種について、今回、諮問させていただきます。

1の概要から読み上げさせていただきます。

・石川県資源管理方針において、TAC魚種を含むその他魚種についての基本的な方向性について規定

・具体的な配分量につきましては、国より配分量の通知がありますので、それで県内の配分数量を定めて公表する。

という手続きになります。

表のさんま、まあじ、まいわし、さば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろにつきましては、石川県に配分があるTAC魚種になるわけですが、表の右側にある今回（案）のさんま、まあじ、まいわしにつきましては、記載のとおりのお知らせがありましたので、そのとおり設定したいと思います。

また、するめいかとくろまぐろにつきましては4月から、さばとずわいがににつきましては7月からと魚種によって管理期間の開始時期が異なっておりますので、これらは、時期が来ましたら、お諮りすることになっております。

今回（案）につきましては、さんまが現行水準、まあじが現行水準で、この現行水準は、漁業法改正前は若干量と表現されておりました。前年の漁獲量並みとなるように努力量によって管理していくというような考え方になります。

まいわしにつきましては、海区委員会でも何回か配分の追加がありまして、説明させていただきましたが、表の左側の現行に書いてありますとおり、当初は16,800トンとなっておりますが、現時点では19,300トンと国から増枠がされております。令和4管理年度の数量は、まいわしの資源評価を踏まえて国の全体のTACが増枠されており、県の配分も3割増えまして21,100トンとなっております。

次に、資料3ページの「まいわしTACの県内配分について」説明します。

(1) から (3) に記載の内容は、石川県資源管理方針のまいわし対馬暖流系群の対応について記載した内容です。

(1) T A C の概ね 2 割を県の留保とする。

(2) 留保を除いた数量で過去直近 3 年間 (令和元年から令和 3 年まで) の漁獲実績に比率に基づいて漁業種類別に配分する。

(3) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

ということで、今年度もこれらに従って配分してきたところで

す。下の表をご覧くださいますと、現行配分数量は 1 6, 8 0 0 トンで、今回配分数量 (案) は 2 1, 1 0 0 トンで、昨年と比べて 4, 3 0 0 トン増えることとなります。うち留保は 6, 8 0 0 トンです。

この数量をどう配分するかということになりますが、まず、中枠に中型まき網とその他 (定置漁業等) と記載しておりますが、それぞれの配分数量としては、今年度と同じ数量とするということで考えております。中型まき網は 4, 3 0 0 トン、その他 (定置漁業等) は 1 0, 0 0 0 トンとあるところの下に括弧書きで、直近 3 年平均の漁獲量が、中型まき網は 3, 8 1 2 トン、その他 (定置漁業等) は 9, 2 3 3 トンということで、平均的な数量としてみれば、この数量の中に収まっているという状況でございます。

これらの数量を足して全体から引くと、6, 8 0 0 トンとなりまして、これが留保分となります。

令和 3 管理年度の留保数量が 2, 5 0 0 トンだったので、それに比べると大きくはなっておりますけれども、矢印で書いてあるとおり現時点では、中型まき網が 5, 8 0 0 トン、その他 (定置漁業等) が 1 1, 8 0 0 トンとなっており、柔軟な配分に努めてきたところで

す。令和 4 管理年度におきましても、留保の数量を持っておくことで、皆さんの操業が止まらないような枠の運用をしていきたいと思っております。

また、留保の扱いということで、管理年度途中における配分の基準につきまして、資源管理方針に書かれている内容等を記載しております。

- ・本県で漁獲されるまいわしは中型まき網で 6 ～ 8 月、その他 (定置漁業等) で 3 ～ 5 月が主漁期となっている。

- ・当該資源は年によって漁場の偏りなどにより、大量入網が続く、漁獲抑制をしながらも漁獲量が積み上がる可能性もあるため、その場合には県の留保、国の留保及び他県からの譲渡等による漁獲可能量の追加により対応する。

- ・追加した漁獲可能量の配分は、追加時期に応じて中型まき網、その他 (定置漁業等) それぞれの必要な数量を配分することを基本とする。

- ・当面の対応として、消化率が 8 割を超えた管理区分に対しては、県の留保から 1, 0 0 0 トン (その時点での留保残枠が 1, 0 0 0 トン未満ならその全量) をただちに配分することができるものとする。

この留保の取り扱いにつきましては、変更の必要があれば委員会に諮らせていただいて、その都度変更させていただいて、柔軟に対応していきたいと思えます。

最後に今後の予定ですが、12月中に県公報に掲載、関係機関へ通知ということで考えております。

4ページに記載されたものが、掲載する予定の告示案となります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長 特にならなければ、知事から諮問のありました「さんま、まあじ及びまいわしの令和4管理年度における数量の決定及び公表」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長 では、議題2の「くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等」について、知事より諮問がきておりますので申し上げます。

また、併せて、内容についても説明をお願いします。

大内局次長 事務局より先に追加資料の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

原田主任技師 引き続き説明をさせていただきます。

追加資料の次のページの別紙「くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について」をご覧ください。

まず、先月の委員会の時に、県の留保から定置網漁業の方へ5トンを追加するという諮問をさせていただき、数量を変更させていただいたところでしたが、また、その後の11月26日付けで大臣許可の大中型まき網漁業との間で大型魚と小型魚の交換が成立しましたので、先月の委員会から数量が変更になっておりますことを先に報告させていただきます。

下の表の現行配分数量(現時点)とありますけれども、くろまぐろ(小型魚)120.8トンとありますが、これは11月26日付けで5トン増枠になった数量です。大型魚につきましては、その代わりに5トン減枠して、定置網漁業12.9トンとなって

おります。

ここから諮問させていただく内容となりますが、2漁船漁業への追加配分（案）とありますが、今、くろまぐろのTACについては管理年度が令和3年4月～令和4年3月となっており、漁期が終盤を迎えつつあるということで、漁船漁業での漁獲、主に曳き釣りが増加しているところであります。

漁獲は、集計中のものも含めておりますが、この5.3トンの配分量が超過のおそれが高いと考えておりますので、留保から0.5トンを追加で配分したいと考えております。

この漁獲が増加してということなのですが、くろまぐろの報告というのは各支所を通じて随時報告をいただいているとことですが、この5.3トンが危ういところにあるために、仮に超えてしまうと採捕停止命令というのをかけて、罰則もかかる状況にせざるを得ないということになります。追加したので獲ってもいいということではなく、各支所にはすでに操業をストップしていただく旨を説明しているところであり、あくまで超えないように0.5トンを予備として追加するというものです。

説明は以上です。ご審議の程、お願いします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

特になければ、知事から諮問のありました「くろまぐろの令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題3「令和3年資源評価」について、水産総合センターより説明をお願いします。

また、併せて、前回の11月16日の委員会で坂下委員から質問のありました「マダラの生態」についても、補足説明をお願いします。

武澤主任技師

水産総合センターの武澤です。令和3年の主要魚種の資源評価について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。1ページ目はTAC魚種とよばれております資源管理の対象魚種、2ページ目はそれ以外の県内主要魚種の資源評価となっています。

1ページ目のレイアウトですが、資料の左枠には国の資源評価と本県の漁獲状況についてです。資源評価については資源量と漁獲の強さが適正であるかどうかで資源を評価しています。右枠には本県の主要港の漁獲量の推移を示しています。

また、2ページについても1ページ目と基本的には同じですが

資源動向と水準で分けて評価しています。

それでは魚種毎に順番に説明します。

まず、マアジですが、東シナ海を含む対馬暖流系群の評価となっています。資源の状態としては資源量に対する漁獲の強さは適正と評価されています。

本県の定置網による漁獲量は減少傾向となっておりますが、今年は前年を上回って推移しています。

次に、マサバですが、資源量は少なく漁獲の強さは過剰と評価されています。資源量は低水準で、2000年以降、概ね横ばいとなっています。とくに親魚量の水準が低いため、親魚の回復措置が必要とされています。

本県沿岸の漁獲量は冬に好調であり、今年は前年並みで推移しています。

次に、マイワシですが、資源量は少なく漁獲の強さは適正と評価されています。資源量は2004年以降、増加しています。本県沿岸の漁獲量は2007年以降増加傾向であり、今年は前年同様に比較的好漁となりました。

次に、スルメイカですが、スルメイカは生まれる時期によって冬季発生系群と秋季発生系群に分けられています。

まず、冬季発生系群ですが、資源量は少なく漁獲の強さが過剰と評価されています。近年、親魚量が急減したことや産卵場の水温が不適になったことなどが原因で資源が悪化しています。

本県沿岸では冬に主に定置網で漁獲されます。本県の漁獲量は資源量よりもむしろ水温の影響を受けて変動しており、今年は前年を上回りました。

次に、スルメイカの秋季発生系群ですが、資源の状態としては資源量に対する漁獲の強さは適正と評価されています。資源の再生産成功率が2020年漁期に高くなり、資源量および親魚量は増加しました。

本県沿岸の漁獲量は低水準で推移しています。今年は前年同様に長期に亘り漁場が形成されましたが、漁獲量は前年を下回りました。

次に、富山県より西側の日本海海域（A海域）におけるズワイガニについては、資源量に対する漁獲の強さは適正と評価されています。資源量は減少傾向にありますが、2022年以降は増加の見込みです。

本県の漁獲量については、近年、時化等の影響もありズワイガニ漁期中の出漁回数が減少しており、減少する傾向にあります。

次に2ページ目の県内主要魚種の資源評価をご覧ください。

ブリについては、資源動向は「減少」、水準は「高位」と評価

されています。資源量2014年以降、高水準を維持しています。

本県の漁獲量は2000年代に増加し、特にまき網による漁獲が増加しています。なお、今期の定置網による寒ブリ漁の水揚量は前年および過去10年平均を下回ると予想しています。

次に、サワラですが、石川県で漁獲されるサワラは東シナ海系群に位置付けられています。資源動向は「減少」、水準は「高位」と評価されています。資源量2007年以降、高水準を維持しており、2015年以降は約8割を日本海での漁獲が占めています。

本県沿岸の漁獲量は2016年に過去最高を記録しましたが、今年は前年を下回って推移しています。

次に、ホッコクアカエビですが、資源動向は「増加」、水準は「高位」と評価されています。

本県の漁獲量は前年並みとなっています。水産総合センターの調査では、2016年生まれの卓越年級群の発生が確認されており、資源的には良好な状態が続くと考えています。

次に、ニギスですが、資源動向は「増加」、水準は「中位」と評価されています。資源水準は、若狭以西では減少傾向ですが、加賀以北では比較的高水準で推移しています。

本県の漁獲量は横ばいで推移しています。

次に、マダラですが、資源動向は「増加」、水準は「高位」と評価されています。資源量は過去最低だった2001年から急増して2005年に過去最高となった後は高水準で概ね横ばいで推移しています。

本県の漁獲量は2000年から2010年に増加しましたが、近年は減少傾向にあります。

次に、ハタハタですが、資源動向は「横ばい」、水準は「中位」と評価されています。資源量の変動は大きいものの概ねよこばいで推移しています。

本県の漁獲量は2009年以降、減少する傾向にあります。

最後に、アカガレイですが資源動向は「減少」、水準は「中位」と評価されています。資源水準は2004年以降、上昇傾向にありましたが、近年は減少傾向となっています。

本県の漁獲量は比較的安定していましたが、今年の漁獲量は新規の漁獲加入量（4歳以上）が少なく減少しました。

以上で主要魚種の資源評価の説明を終わります。

続きまして、底曳網漁業および今漁期のズワイガニ漁について報告させていただきます。資料2の3ページ目をご覧ください。

底曳網漁業の状況としまして、1番目に水揚重量と水揚金額の

推移、2番目に出漁回数と出漁当たりの水揚金額、3番目に出漁当たりの魚種別水揚金額について説明させていただきます。

さらに、今漁期のズワイガニ漁としまして、4番目にズワイガニの水揚重量と出漁回数、5番目にズワイガニの出漁当たりの水揚げについて説明させていただきます。

まず、1番目の水揚重量と水揚金額の推移ですが、右のグラフをご覧ください。水揚重量は2009年以降主にハタハタの減少にともない減少しています。折れ線で示した水揚金額は2014年まで減少傾向でしたが、2015年以降はアマエビとズワイガニなどの金額上昇により持直しました。しかしながら、今年は主要な魚種の水揚重量が全般的に減少したことから昨年を下回って推移しています。

次に、出漁回数と出漁当たりの水揚金額ですが、棒グラフで示した出漁回数は2006年以降、減少しており、今年11月末時点では7, 224回（隻日）でした。出漁回数の減少には漁船隻数の減少や時化の影響が大きく影響していると考えられます。折れ線で示した1回出漁当たりの水揚金額は2014年以降増加傾向にありますが、今年は水揚重量の減少にともない減少しました。

次に、出漁当たりの魚種別水揚金額ですが、今年の出漁当たりの水揚金額を過去10年平均と比較しました。アマエビ、ニギスの出漁当たりの水揚金額は増加しましたが、アカガレイの金額は減少しました。アマエビの金額は相対的に高く、依存度が高まっています。

次に、ズワイガニの状況として、11月のズワイガニの水揚重量と出漁回数になります。棒グラフで示した出漁回数は年々の変動はあるものの減少する傾向にあります。折れ線で示した雄ガニと雌ガニの水揚量は減少傾向にあり、2014年に一旦増加したものの2015年以降、再び減少する傾向にあります。出漁回数と水揚重量の間には正の相関があり、水揚重量の増減は主として出漁回数の増減によるものです。

次に、ズワイガニの出漁当たりの水揚重量です。青色の折れ線で示した雄ガニの出漁当たりの重量については減少傾向にありましたが、2016年以降、増加傾向となっています。赤色の折れ線で示した雌ガニの重量は2015年以降、横ばいとなっています。近年、ズワイガニ・コウバコの単価上昇にともない、出漁当たりの水揚金額も増加傾向にあります。棒グラフで示していますように、今年は1回出漁当たり約158万円と高水準を維持しています。

最後に、前回の委員会でご質問のありました参考資料1のマダラの生態についてです。

マダラは日本では島根県以北の日本海および茨城県以北の太平洋から北海道沿岸で漁獲されます。そのうち、能登半島で漁獲されるマダラは本州北部日本海系群とされています。マダラの生息水深は数10mから400mで、若齢期には浅い水深に分布し、成長に伴い深場（200～400m）に移動すると考えられています。寿命は約9年で、3歳以上で性成熟します。産卵にともない水深60m前後に移動し、産卵後は再び深場に戻ります。産卵は複数回すると考えられています。能登半島で漁獲されるマダラの回遊経路についてはまだ不明な部分がありますが、漁業者からの聞き取りによると、おおむね福井から新潟沖を回遊しているのではないかとされています。

以上で水産総合センターの資料説明を終わります。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

では次に、議題4「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果」について事務局より説明をお願いします。

大内局次長

事務局の大内です。10ページの資料-3をご覧ください。

11月25日、13時30分から農林水産省8階の水産庁中央会議室において「第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会」が開催され、勝木委員が県庁の会議室にウェブ会議で出席しましたので、その結果概要を説明します。

まず、議事（1）会長職務代理者の互選について、山口県日本海海区副会長の中島委員が互選されました。

次に、議事（2）広域魚種の資源管理について水産資源研究所より説明がありました。

①の部会における取組、これは複数県をまたがる資源管理ですが、日本海の北部海域ではスケトウダラ、マガレイ、ハタハタ、日本海西部会ではアカガレイ、ズワイガニ、九州西部会では有明海ガザミ、トラフグ、マチ類が取り組まれている旨の説明がありました。

②のトラフグについては、資源水準は低位、資源動向は減少ということで、今後の資源管理推進への取組みとして、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価に基づく資源回復目標の設定及びその後の数量管理の準備、現行の取組みである産卵場・育成場の保護、未成魚の漁獲抑制・種苗放流の高度化の更なる高度化、漁獲情報の充実ということで混獲による漁獲等が必要との説明がありました。

③の日本海におけるベニズワイガニについては、大臣許可水域の資源水準は低位、資源動向は減少、知事許可水域の資源水準は高位、資源動向は横ばい、全体の資源水準は低位、資源動向は減少ということです。

なお、資源水準が低位で減少傾向にある大臣管理については、公的管理として、操業区域や操業期間、船舶別の年間の漁獲量上限（I Q管理）設定、自主的管理として、保護区の設定、漁具規制、小型ガニの保護等が行われているとの説明がありました。

④の日本海西部・九州西海域のマアジ、マサバ、マイワシについては、マアジは、徐々に親魚量が増加、マサバは、徐々に親魚量が減少、マイワシは、親魚量が増加傾向との説明がありました。

次に、議事（3）沿岸くろまぐろ漁業の一斉更新の結果について水産庁より報告がありました。

結果は、表に記載のとおり承認数は、本県が289件、全国で17,408件、日本海・九州西海域が8,268件、太平洋海域が8,641件、瀬戸内海499件となっております。

次に、議事（4）国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について水産庁より説明がありました。

大隅海峡地区でマサバ、マアジ、マイワシの生産力の向上を図るために平成29年から整備しているマウンド礁について、計画変更の承認がなされました。

最後に（5）その他で、水産庁より①TAC魚種拡大に向けたスケジュールについての説明がありました。

日本海においては、アカガレイ日本海系群、ベニズワイガニ日本海系群、トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群について来年秋頃から本格的な議論を始めたいとのことで、富山海区の網谷委員から、ベニズワイガニについては、大臣許可水域と知事許可水域に分かれているが、資源評価は大臣許可水域では低位・減少、知事許可水域は高位・横ばいと異なる。

総量規制で決めれば配分が問題となるため、資源水準に応じた適正な配分をお願いしたいとの意見がありました。

これに対して、水産庁の西田課長補佐から、大臣、知事管理の配分については、今後、検討部会等で協議の上で配分を決めていくことを考えている。

なお、配分決定に係るプロセスには、積極的に参加していただきたいとの回答がありました。

また、水産庁より②令和4年度資源管理関係予算について説明があり、資源調査・評価の拡充等として、資源調査・評価の拡充や漁獲情報の収集強化・漁獲番号伝達の電子化の推進、TAC・I Qによる数量管理の導入と漁業者の自主的管理の推進の予算を増額要求している旨の説明がありました。以上でございます。

なお、勝木委員におかれましては、11月25日は、午前10時30分から12時までの日本海・九州西広域漁業調整委員会日本海西部会と併せて、午後は1時30分から5時まで、長時間にわたり広域漁業調整委員会に出席していただきました。

稲村会長 勝木委員におかれましては、お忙しい中、広域漁業調整委員会の出席ご苦勞様でした。  
勝木委員から補足説明がありましたら、お願いします。

勝木委員 補足というよりも、いろいろな報告をお聞きしたのですけれども、今後、水産庁はありとあらゆる魚種について管理していくとの方針であります。  
それを考えますと、我々漁業者は、段々しんどくなってきましたけれども、果たしてこのままいっていいのだろうかということを感じます。  
今後、そのような問題が出た時に、いろいろな補助制度もありますが、未来永劫続くわけでもありませんので、そこをどんなふうに考えているのか、聞きたいと思っております。以上です。

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[意見等無し]

稲村会長 では次に、議題5「令和5年度海面漁業権免許切替」について水産課より説明をお願いします。

須沼専門員 水産課の須沼です。  
12ページの資料4の「令和5年度海面漁業権免許切替について」をご覧ください。

これまで委員会で漁業権の話があまり話題に上がらなかったことで新たに委員になられた方もおられますので、まず、簡単に漁業権の説明をさせていただきます。

まず、漁業権とは行政庁の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利とされておりまして、水面を独占的に使用することができるものではありません。

なお、漁業権は、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の3種類に分けられます。

それでは、この3つについて簡単に説明します。

まず、定置漁業権につきましては、免許期間は5年で、漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が、最大高潮時において水深27メートル以上のものです。

本県では沿岸に様々な定置が設置されておりますが、定置漁業権に基づいて設置されているものもあれば、水深27メートルよりも浅いところで、許可に基づいて定置がなされているものや共同漁業権の中で小型定置網として営まれているものもあります。

この定置漁業権に関しては、県内では比較的大型の定置網漁業とされておりまして、漁業権者は漁業者となります。

次に、区画漁業権につきましては、免許期間は5年で、いわゆる養殖業を営むものです。

本県では、カキ垂下式養殖、トリガイ垂下式養殖、ワカメ養殖、魚類小割式養殖などです。漁業権者は漁協又は漁業者となります。漁協に免許された場合は、組合員が行使者として運用されております。

最後に、共同漁業権につきましては、免許期間は10年で、漁業協同組合の組合員が共同で利用して営む漁業です。

本県では、アワビ・サザエなどの貝類、ワカメ・モズクなどの藻類、ナマコ・タコなどのあまり回遊しないような定着性の水産動物を目的とする漁業、小型定置網、固定式刺し網など、網漁具を移動しないように敷設して営む漁業、地びき網漁業です。漁業権者は漁協となります。

次に、海面漁業権免許状況は、令和3年12月現在で定置漁業権が62件、区画漁業権が63件、共同漁業権が37件となっております。

参考までに14ページから18ページに漁業権の漁場図の概略図を付けております。

なお、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の免許期限は、令和5年8月31日となっております。

次に、13ページの「海面漁業権免許切替作業スケジュール」に基づきまして、令和4年1～10月の漁場計画作成に係る要望調査、漁場条件の調査等から令和5年9月1日の免許証の交付まで流れについて、時期と作業内容等について説明します。

#### [ 時期と作業内容等、スケジュールの読み上げ ]

なお、令和4年10～12月に行われます「利害関係人からの意見聴取及び公表」につきましては、漁業法の改正に伴い新たに規定された内容です。

また、スケジュールに基づきまして説明しましたが、もちろん進めていくにあたりまして、多少スケジュールが前後することもあります。また、スケジュールにはないですが、進捗状況や報告すべきことがあれば、随時このような形で委員会に報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

説明は以上のとおりです。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

五 十 嵐 委 員

一つ確認ですが、13ページの作業スケジュールの件で、令和4年10～12月に行われます「利害関係人からの意見聴取及び公表」というのがあります。

公聴会でも利害関係人からの意見徴取ということが規定されて

いたと思いますが、ここに書かれている10～12月に行われる利害関係人からの意見聴取及び公表というのが、新たに改正漁業法の中で規定されたとのことですが、簡単に言いますとパブリックコメントを取るということで理解すればよろしいのでしょうか。

須沼専門員 はい。そういうことです。

五十嵐委員 はい。わかりました。

中村明子委員 今回の質問と重なる部分があるのですが、令和4年1～10月の要望調査と10～12月にかけての利害関係人からの意見聴取の違いというのは、要望調査を踏まえた上で、計画案は令和5年の4月に作成ですから、計画案の素案のようなものの意見聴取と、素案を作った上での意見聴取というような考え方でよろしいでしょうか。

須沼専門員 令和4年1～10月に要望調査をして、素案のようなものを作り、10～12月にかけての利害関係人からの意見聴取、いわゆるパブリックコメントのようなものを行い、令和5年の5月に漁場計画を決定するということになります。

中村明子委員 素案を作ってから計画案を作り、公聴会を経て漁場計画案の審議を行うということですね。

須沼専門員 はい。

中村明子委員 ありがとうございます。

稲村会長 他には、ございませんか。

[意見等無し]

稲村会長 他に無いようであれば、次に進みます。  
議題6「11月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

須沼専門員 それでは、11月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。資料は、19ページの資料5になります。

[資料-5に基づき説明]

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長 それでは、「その他」で何かございますか。

[意見等無し]

稲村会長 無ければ、事務局からお願いします。

大内局次長 委員の皆様から無いようでしたら、次回の委員会は、来年1月18日(火)、13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

稲村会長 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲村会長 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_